

議案第112号

大津市立少年自然の家条例の一部 を改正する条例の制定について

(施設使用料の改定)

令和8年9月18日
教育委員会 葛川少年自然の家

1. 目的・概要

当施設の使用料については、「施設使用料設定基準」に基づき、原則3～5年ごとに見直すこととされている。直近においては、平成26年4月1日に施設使用料の見直し、現行料金市民500円、市民以外1,000円に改正した。

その後、近年の物価高騰等による市民生活への影響等を鑑み見直しについては、令和7年度まで見送られたところである。

しかしながら、人件費等の上昇に伴う運営コストの上昇が引き続き想定されることから、平成27年8月改訂「施設使用料設定基準」及び令和6年4月改訂「施設使用料減免規定の見直し方針」に基づき、今般においては、近隣他都市の類似施設と整合性を図り、個別算定したところ現使用料を上回ったことから施設使用料の一部改正を行う。

現行料金

市民	500円
市民以外	1,000円



改定後料金

市民	550円
市民以外	1,100円

2. 近隣類似施設との比較

	府県名	施設名	使用料金							
			市内	市外	市内（小中学生）	市外（小中学生）	高校生		その他、一般	
					市内・県内	市外・県外	市内（県内）	市外（県外）	市内（県内）	市外（県外）
1	兵庫県	尼崎市立美方高原自然の家			1,000	2,000	1,000	2,000	2,000	3,400
2	兵庫県	加古川市立少年自然の家	500	1,000	500	1,000	500	1,000	5,00	1,000
3	兵庫県	国立淡路青少年交流の家			600	600	600	600	2,500	2,500
4	京都府	京都府立り溪少年自然の家			340	340	580	580	1,160	1,160
5	京都府	京都市野外活動施設「花背山の家」			750	750	1,850	1,850	3,650	3,650
6	大阪府	大阪府立少年自然の家			590	760	1,300	1,690	1,300	1,690
7	大阪府	豊中市立青少年自然の家			450	900	750	1,500	750	1,500
8	大阪府	八尾市立大畑山青少年野外活動センター			380	380	770	770	770	770
9	奈良県	奈良市青少年野外活動センター			400	800	400	800	600	1,200
10	奈良県	国立曽爾青少年自然の家			600	600	600	600	2,500	2,500
11	和歌山県	和歌山市立青少年国際交流センター			500	1,010	1,010	2,030	1,520	3,050
12	和歌山県	和歌山県立紀北青少年の家			520	1,360	520	1,360	1,050	1,360
13	和歌山県	和歌山県立白崎青少年の家			520	1,360	520	1,360	1,050	1,360
14	和歌山県	和歌山県立潮岬青少年の家			520	1,360	520	1,360	1,050	1,360

※対象となる利用者のほとんどが、小中学生である。

※他都市の小中学生の平均が548円なので、市内在住者を550円、市外在住者を1,100円とする。